



## セグメント情報見直しへ

制度調査部  
吉井 一洋

### ASBJ がワーキング・グループを設置

#### 【要約】

ASBJ（企業会計基準委員会）は、2005年5月13日の委員会において、「セグメント情報開示に関するワーキング・グループ」を設置する旨を明らかにした。このワーキング・グループではわが国とIASBのセグメント情報開示の統合化に向けた論点整理が行われる。

セグメント情報に関しては、基本的にはわが国の基準をIASBに合わせる方向で検討が行われるものと思われる。

IASBは、現在、セグメント情報を米国基準に合わせる方向で検討をしている。したがって、今後、わが国のセグメント情報開示も、米国のマネジメント・アプローチに合わせていく方向で見直しが行われるものと思われる。

#### 1. ASBJのWG（ワーキング・グループ）の設置

ASBJ（企業会計基準委員会）は、2005年5月13日の委員会において、「セグメント情報開示に関するワーキング・グループ」を設置する旨を明らかにした。

ASBJは、2005年1月21日に、IASB（国際会計基準審議会）との間で、両者の会計基準の差異を縮小するための共同プロジェクトを立ち上げることを合意した。3月11日には、初会合を東京で開催し、検討すべき項目を議論した。その結果、まずは、以下の5つの項目から検討を開始することを決定した。

- (1) 棚卸資産の評価基準
- (2) セグメント情報
- (3) 関連当事者の開示
- (4) 在外子会社の会計基準の統一
- (5) 投資不動産

「セグメント情報開示に関するワーキング・グループ」は、上記を踏まえ、セグメント情報に関して、IASBに情報提供すること、及びわが国の基準を再検討する際の論点を洗い出すことを目的として設置される。メンバーは財務諸表の利用者、作成者、会計監査人及び学識経験者からなる。ワーキング・グループ自体はセグメント情報の新しい開示基準を設定することを目的とはしていない。新基準を設定する際には、新たに専門委員会を設けて検討が行われる予定である。

#### 2. マネジメント・アプローチへの移行

セグメント情報に関しては、基本的には、わが国の基準をIASBの基準に合わせる方向で見直しが行われるものと思われる。

その一方で、IASBは、セグメント情報の開示について、2005年1月に、米国のFASB（財務会計基準審議会）との短期統合化プロジェクトに追加することを決定し、検討を開始している。

IASB の基準（IAS 第 14 号「セグメント別報告」）では、企業に対し事業の種類別、地域別のセグメント情報開示を求めている。一方、米国もかつては事業別・地域別といった区分による開示を行っていた。しかし、現行の基準（SFAS 第 131 号「企業のセグメント情報及び関連情報の開示」）ではこのような画一的な開示ではなく、「マネジメント・アプローチ」という手法が採用されている。「マネジメント・アプローチ」とは、企業の最高経営意思決定者が経営意思を決定する際に用いる区分によりセグメント情報を開示するというものである。

IASB と FASB の短期統合化プロジェクトでは、IASB の基準（IAS 第 14 号）を米国の基準（SFAS 第 131 号）に合わせる方向で検討が進められている。したがって、わが国のセグメント情報開示の基準を IASB に合わせた場合は、結局は、米国基準に合わせることになるであろう。

即ち、わが国のセグメント情報開示は、今後、基本的には、現行の事業別・所在地別情報開示から、米国型のマネジメント・アプローチへ移行する方向で見直しが行われるものと思われる。

### 3. ASBJ の WG の検討内容とスケジュール

2 で挙げた状況を踏まえ、ASBJ の「セグメント情報開示に関するワーキング・グループ」では、以下の点を検討する予定である。

日本基準と米国基準の比較（開示セグメント決定方法・開示項目等の差異を整理）

日本企業の開示状況の把握・分析（証券アナリスト・SEC ファイリング日本企業等へのヒアリングも実施）

開示セグメント決定方法としてのマネジメント・アプローチの問題点・留意点等

日本基準で優れている点のピックアップ、IASB での検討に際しての留意点の整理

日本基準を再検討するに当たっての論点の洗出し

検討スケジュール（イメージ）は、次のとおりである。

2005 年 5 月	ワーキング・グループ設置（月 1～2 回検討）
8 月	審議内容の取りまとめ（委員会への報告）
9 月	IASB への情報提供
10 月～	日本基準の再検討に当たっての論点の見直し

わが国で新基準設定のため専門委員会の立上は、IASB がセグメント情報の改正後の基準の公開草案を公表した後を予定している。

**参考 わが国と米国のセグメント情報開示基準比較**

	日本基準	米国基準
区分方法	事業の種類別、所在地別、海外売上高	<p>マネジメント・アプローチ オペレーティング・セグメントとは、企業の構成要素であって次の3つの性格を持つものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益を獲得し、費用を負担する事業活動に従事している。</li> <li>・企業の最高経営意思決定者が、セグメント別の業績評価や、各セグメントへの資源配分を決定を行うため、そのセグメントの経営成績を定期的にレビューしている。</li> <li>・他と区分した財務情報を入手できる。類似する経済的特徴を有し、製品・サービスの性格、製造過程の性質、顧客の種類、製品・サービスの提供方法、規制環境の性質（銀行、保険、公共事業等）などで類似しているセグメントは合算して報告できる。</li> </ul>
量的基準	<p>以下のいずれかに該当する場合は、他のセグメントと区分して情報開示する（わが国では「事業の種類別」が～、「所在地別」が、のいずれかに該当した場合）</p> <p>そのセグメントの売上高が全体（内部収益を含む）の10%以上</p> <p>そのセグメントの損益（絶対値）が利益の合計又は損失（絶対値）の合計の大きい方の10%以上</p> <p>そのセグメントの資産が全資産の10%以上</p>	
	<p>区分表示するセグメントの売上高又は資産の合計が全体の50%以下の場合、その理由と「その他の事業」として一括されたセグメント内の主要なセグメントについて売上高、資産、これらの比率等を開示</p>	<p>区分表示するセグメントの外部売上高の合計は、連結売上高の75%以上でなければならない。（75%未満なら報告すべきセグメントの数を追加する）。</p>
開示情報	<p>事業別： 売上高（外部顧客に対する売上高、内部売上高）、営業損益、資産、減価償却費、資本的支出</p> <p>所在地別：売上高（外部顧客に対する売上高、内部売上高）、営業損益、資産</p> <p>海外売上高</p>	<p>一般情報：オペレーティング・セグメント決定に用いた要素、オペレーティング・セグメントの製品・サービス</p> <p>セグメント別の損益・資産（以下の情報が最高経営意思決定者のレビュー等の対象となっている場合は開示）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部顧客からの収益</li> <li>他のセグメントからの収益</li> <li>利息収益 利息費用</li> <li>減価償却費及びその他の償却費</li> <li>非正常項目（特別損益的なもの）</li> <li>持分法投資損益 税金費用又は利益</li> <li>臨時損益 償却費以外の非現金項目</li> <li>持分法による投資額</li> <li>長期性資産（金融商品、モーゲージ等のサービス権、繰延税金資産を除く）</li> <li>セグメント間取引の会計処理基準</li> <li>セグメント損益・資産の測定基準等</li> </ul>